

苫小牧市業務委託等プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、本市の発注する業務委託等（業務委託その他市長が認める契約方法をいい、設計、測量等に係るものを除く。以下同じ。）について、価格のみによる競争では、所期の目的を達成できない契約を結ぶ必要がある場合に、企画力、技術力、専門性、実績等において、当該業務にふさわしい事業者をプロポーザル方式により受託候補者として特定するにあたって必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において、プロポーザル方式とは、業務委託等の受託候補者を特定する場合において、公募又は指名により提案者を選定し、当該業務に係る実施方針、技術提案等に関する提案を受け、原則としてヒアリングを実施した上で、当該提案の審査及び評価を行い、当該業務の履行に最も適した受託候補者を特定する方式をいう。

(実施方法)

第3条 プロポーザルの実施方法は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

- (1) 公募型 提案者を公募により募集し、申込みをした事業者のうち、第5条に規定する参加資格要件（以下「参加資格要件等」という。）に適合する者から提案を受け、受託候補者を特定する方法
- (2) 指名型 参加資格要件等に基づき、あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名業者から提案を受け、受託候補者を特定する方法

(対象業務)

第4条 プロポーザルの対象となる業務は、次に掲げる業務のうち、第7条に定める事前協議により認められた業務とする。

- (1) 価格のみによる競争では、所期の目的を達成できない契約を結ぶ必要がある業務
- (2) 高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務
- (3) 本市において発注仕様を定めることが困難である等のため、標準的な業務の実施手続が定められていない業務

(参加資格要件)

第5条 プロポーザルに参加する者は、次に掲げる資格要件を満たすものとする。

- (1) 苫小牧市契約に関する規則（昭和29年規則第13号）第42条第2項の規定に基づき作成した名簿に登録されていること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (3) 消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
 - (4) 本市の市税に滞納がないこと。
 - (5) 第 11 条の通知日又は第 12 条の参加意向書提出日から契約締結の時までのいずれの日においても、苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、次条第 1 項の実施要領（第 1 号様式及び第 2 号様式。以下「実施要領」という。）その他決裁権者（苫小牧市事務決裁規程（昭和 57 年訓令第 11 号）第 3 条の決裁責任者をいう。以下同じ。）が必要と認めて定める条件を満たしていること。
- 2 前条に掲げる対象業務の特殊性等を考慮する場合、又は当該業務において入札参加資格を有する者が極端に少ない若しくはいない場合において、本市の入札参加資格の登録の有無にかかわらず広く提案を求める必要がある場合には、前項第 1 号の規定は適用しない。

（実施要領等の作成）

第 6 条 決裁権者は、プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合は、実施要領及び選定委員会設置要領（第 3 号様式）を作成するものとする。

- 2 実施要領で規定する事項は、次に掲げるものとする。この場合において、この要領は、公募型においては公募要領、指名型においては指名通知という扱いとなる。
- (1) 業務の件名
 - (2) 業務の目的
 - (3) 業務の概要（業務内容、業務場所、履行期間等）
 - (4) 実施理由及び方法（プロポーザルにより受託候補者を特定する理由及び公募型又は指名型）
 - (5) 公募型にあつては、参加資格要件等（契約締結者の基本要件、入札参加資格有無、業種、実績、経験等）
 - (6) 指名型にあつては、指名型採用の理由
 - (7) 選定委員会（委員構成等については、次項の選定委員会設置要領で規定）
 - (8) 事業スケジュール（応募期間、応募方法等（公募型に限る。）、説明会、提案書提出期限、ヒアリング、結果発表等及び受託候補者の特定までの各種日程）
 - (9) 提案限度額
 - (10) 評価方法及び評価基準（評価項目、点数配分、最低基準点の設定等）
 - (11) 提案方法（提案書の作成方法、提案内容、提案書の様式及び部数、提出方法、提出期限、記入上の注意、質疑応答、提案書の取扱等）
 - (12) 審査・選定方法（失格事由及び同点の場合の決定方法。ただし、本号及び第 15 条に規定する失格事由については、要領に明記しなければならない。）
 - (13) 提案者が 1 者又はいない場合の取扱い（取り止めの有無、通知方法等）

- (14) 結果通知方法、結果に対する質疑の方法及び当該質疑に係る期間等
- (15) 結果の公表方法及び内容
- (16) その他必要と認められる事項

3 選定委員会設置要領で規定する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 組織（選定委員、定数）（選定委員は当該業務に関する専門的知識又は経験を有する職員のほか、選定手続き及び評価の透明性を図るため、外部の学識経験者等（以下第9条第3項において「外部委員」という。）の選任に可能な限り努めるものとする。その場合、委員の報酬額等についても必要に応じ設定する。）
- (2) 委員長及び副委員長（原則、第8条第1項第1号の会長及び同項第2号の副会長をもって充てる。）
- (3) 事務局の設置（原則、当該事業を主管する課（以下「主管課」という。））
- (4) 選定委員会設置要領の失効に関すること。
- (5) その他必要と認められる事項

（事前協議）

第7条 決裁権者は、プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合は、あらかじめプロポーザル審査会に付議し（第4号様式）承認を得なければならない。

（審査会）

第8条 前条のプロポーザル審査会は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 会長 主管の部長
- (2) 副会長 主管の次長（次長を置いていない場合は、主管課長）
- (3) 委員 主管課長その他決裁権者が指定する者

2 前項の規定にかかわらず、予定価格が2,000万円以上の場合、又は予定価格が2,000万円未満の場合であっても主管部が必要と認める場合は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める者をもって充てる。ただし、内容が共通する業務を反復的に発注する場合における2回目以降の案件であって、2回目以降については、その応募資格等が同一のもの（次条第2項第1号において「同一案件」という。）については、第1項の規定を適用することができる。

- (1) 会長 主管の副市長
- (2) 副会長 他の副市長
- (3) 委員 主管の部長、総務部長、財政部長、産業経済部長、契約課長その他決裁権者が指定する者

3 審査会は、第6条第2項の規定により作成した実施要領（指名型については指名選定理由及び事業者名を記載すること。）について、公契約における公平性、公正性、透明性及び競争性の観点から、プロポーザル方式採用の適格性及び指名型においては指名業者等の審査を行い、決裁権者に審査結果を通知（第5号様式）するものとする。

4 審査会の庶務は、主管課において処理する。

(選定委員会)

第9条 決裁権者は、前条の規定によりプロポーザル方式の採用を決定した場合は、第6条第3項の規定により作成した選定委員会設置要領に基づき選定委員会を設置する。

2 前項の選定委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 評価方法及び評価基準(評価項目、点数配分、最低基準点の設定等)の審査(同一案件については、決裁文書の合議をもって、選定委員会の開催を省略することができる。)

(2) 提案内容の審査及び評価

(3) 受託候補者の特定(審査の結果、最低基準点を満たさない事業者については原則、選定しないこととし、提案者の全員が要求水準を満たさない場合は、理由を明らかにし、受託候補者を選定しないことができる。)

3 選定委員の公表については、委員と提案者との間の利害関係や、故意の接触を防ぐことを考慮し、当該外部委員を含む委員名については事後に公表するものとする。

4 審査に際し、委員より利害関係がある旨の申告があった場合又は故意の不正行為があったと確認された場合は、委員は辞退しなければならない。この場合において、適正な委員会運営を継続することが困難と認められる時は、改めて委員を選定するなどの措置を講じることとする。

(公募型による実施の公表)

第10条 決裁権者は、公募型により受託候補者を特定する場合は、必要事項をホームページ、公告その他の方法により公表するものとする。

(指名型による指名業者への通知)

第11条 決裁権者は、指名型により受託候補者を特定する場合は、指名業者について、プロポーザル審査会で承認を受けた後、当該指名業者に対し、必要事項を通知(第2号様式)するものとする。

(参加意向表明)

第12条 第10条による公表又は前条による通知に基づき参加を希望する場合は、指定された期限までに参加意向書(第6号様式及び第7号様式)を提出しなければならない。

(資格確認及び通知)

第13条 公募型において、決裁権者は、前条に基づき参加意向書を提出した者について、参加資格要件等(以下この条及び次条において「提案資格」という。)を満たしているかどうかを確認するものとする。

- 2 決裁権者は、前項の確認の結果を通知（第8号様式）するものとする。ただし、第5条第1項第1号の名簿登録により、同条同項第2号から第4号までの資格要件が確認できる場合は、当該通知を省略することができる。
- 3 前項の通知を行う場合、提案者が提案資格を有すると認められなかった者に対しては、提案資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。

（提案及び辞退）

第14条 公募型にあつては前条の規定により提案資格を有すると認められた者、指名型にあつては第12条の参加意向書を提出した者は、指定された期限までに、提案書（第9号様式）を提出しなければならない。

- 2 第12条の参加意向書提出後に辞退を希望する者は、指定された期限までに、プロポーザル辞退届（第10号様式）を提出しなければならない。

（失格事由）

第15条 次の各号に掲げる場合は、失格とする。

- (1) 第5条に規定する資格を満たさないことを市が確認した場合
 - (2) 提出期限を過ぎて提出された場合
 - (3) 提案書その他提出書類に虚偽の記載をした場合
 - (4) 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求める行為をした場合
 - (5) その他選定に影響を及ぼすおそれがあると市が判断する不正行為を行った場合
- 2 前項により失格となった場合は、当該業務に係る提案を行うことが出来ないものとし、既に提出された提案書がある場合は、これを無効とする。

（選定委員会による受託候補者の特定）

第16条 選定委員会は、実施要領に規定された評価基準により評価を行い、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる提案者を選定し、受託候補者として特定するものとする。

- 2 選定委員会は、原則として提案内容の評価にあたっては、ヒアリングを行うものとする。
- 3 各選定委員は、評価基準に基づき受託候補者を特定するものとし、それ以外の事由を加えるなどの修正等を行ってはならない。
- 4 審査の結果、最低基準点を満たさない提案者については原則選定しないものとし、提案者全員が要求水準を満たさない場合は、受託候補者を特定しないことができる。
- 5 選定委員会は受託候補者の特定後、速やかに評価結果を決裁権者へ書面で報告するものとする。

（特定結果の通知）

第17条 決裁権者は、選定委員会から報告を受けた場合、評価内容を確認の上、速

やかに提案者に対し、結果を通知（第 11 号様式）するものとする。

- 2 前項により非特定の通知を受けた者は、実施要領の規定に基づき、書面によりその理由について、説明を求めることができるものとする。

（結果の公表）

第 18 条 決裁権者は、選定の手続や選定の過程等の透明性を高めるため、受託候補者が決定したときは、実施要領の規定に基づき、次の各号に掲げる内容を公表（第 12 号様式）するものとする。この場合において、公表に当たっては、落選した事業者の競争上の地位に配慮し、第 2 号と第 3 号の対応関係を明らかにしないように配慮しなければならない。

- (1) 受託候補者
- (2) 全ての提案者の名称（五十音順による。）
- (3) 全ての提案者の評価点（得点順による。）
- (4) 選定委員

- 2 前項の規定にかかわらず、応募が 2 者に限られる場合は、受託候補者以外の名称は匿名とする。

（契約の締結）

第 19 条 決裁権者は、特定された受託候補者と当該業務について協議を行い、当該業務仕様書を作成するものとする。この場合において、決裁権者は、当該業務仕様書に基づく見積書を徴し、随意契約の方法により契約を締結するものとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 2 月 12 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 31 年 2 月 4 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降にプロポーザル実施の公表又は指名通知を行う業務から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後のこの要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公募又は指名を行う業務について適用し、同日前に行われた当該業務については、なお従前の例による。